

第1回 糸魚川市駅北デザインミーティング 次第

令和3年5月25日(火)13時30分

市民会館 3階会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議設置説明、委員紹介、座長選出 . . . 資料1
- 4 経過説明 . . . 資料2

- 5 議 題
 - (1) 駅北まちづくり戦略の推進に向けて . . . 資料3
 - ・実践活動、駅北ラボ

 - (2) (仮称)子育て支援施設整備基本計画の地区等への懇談について . . . 資料4

 - (3) その他

- 6 閉 会

糸魚川市駅北デザインミーティング 委員名簿

(敬称略)

No.	団体名等	役職等	氏名	備考
1	糸魚川信用組合	まちづくり推進室長	まつき ともこ 松木 知子	1号委員
2	糸魚川商工会議所	賑わい創出特別 委員会委員長	ごとう こうよう 後藤 幸洋	1号委員
3	糸魚川広域商店街	賑わい創出委員長	やすだ たかし 安田 貴志	1号委員
4	ひすい農業協同組合	営農課	おの みさき 小野 岬	2号委員
5	地元自治会	大町区評議員	くらまた やすし 倉又 康	3号委員
6	一般社団法人 糸魚川青年会議所	専務理事	とみた かなう 富田 協	3号委員
7	一般社団法人 空き家活用ネットワーク糸魚川	事務局長	い い としあき 伊井 俊朗	3号委員
8	E K I K I T A WORKS	代表	ほんま ひろみち 本間 寛道	リノベーションまちづくり関係識見者(戦略推進マネージャー)
9	株式会社BASE968	代表取締役	こい で かおる 小出 薫	リノベーションまちづくり関係識見者(戦略推進マネージャー)
10	糸魚川家守舎	主宰	こばやし こうだい 小林 紘大	リノベーションまちづくり関係識見者(戦略推進マネージャー)

事務局 糸魚川市、糸魚川商工会議所

糸魚川市駅北デザインミーティング設置要綱

(設置)

第1条 駅北まちづくり戦略（以下「戦略」という。）における公民連携によるリノベーションまちづくりを推進するため、糸魚川市駅北デザインミーティング（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 戦略における公民連携の推進に関すること。
- (2) 戦略の進捗管理に関すること。
- (3) 戦略の変更等に関すること。
- (4) その他戦略の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 会議の委員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市内に住所を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 経済、金融関係団体に属する者
 - (2) 農林水産業関係団体に属する者
 - (3) 地域活動を実践する者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 前項に掲げる者のほか、委員にリノベーションまちづくりに関する識見を有する者を置くことができる。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員のため補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 座長は、会務を処理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、事務局が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、産業部都市政策課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(糸魚川市駅北まちづくり会議設置要綱の廃止)

2 糸魚川市駅北まちづくり会議設置要綱（令和元年糸魚川市告示第142号）は、廃止する。

(この告示の失効)

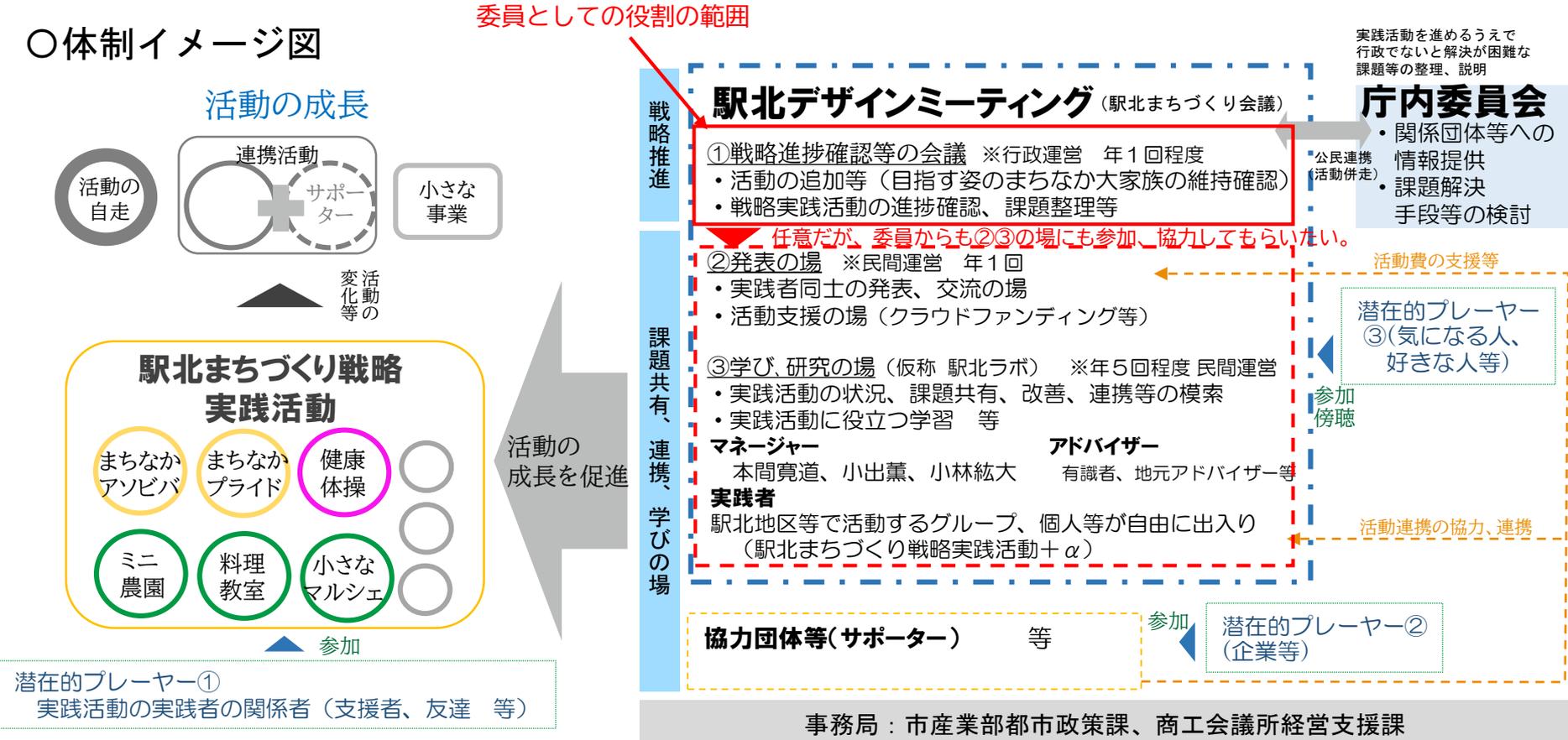
3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

- 目的 駅北まちづくり戦略の推進
- 目標 実践活動の成長（連携、自走、事業化）の促進

駅北デザインミーティングの設置

活動の実践により重きを置いた体制で、新たな人材等と情報を共有し、協働できる機会等を生み出す場を作る。（駅北まちづくり戦略第5章 推進体制）

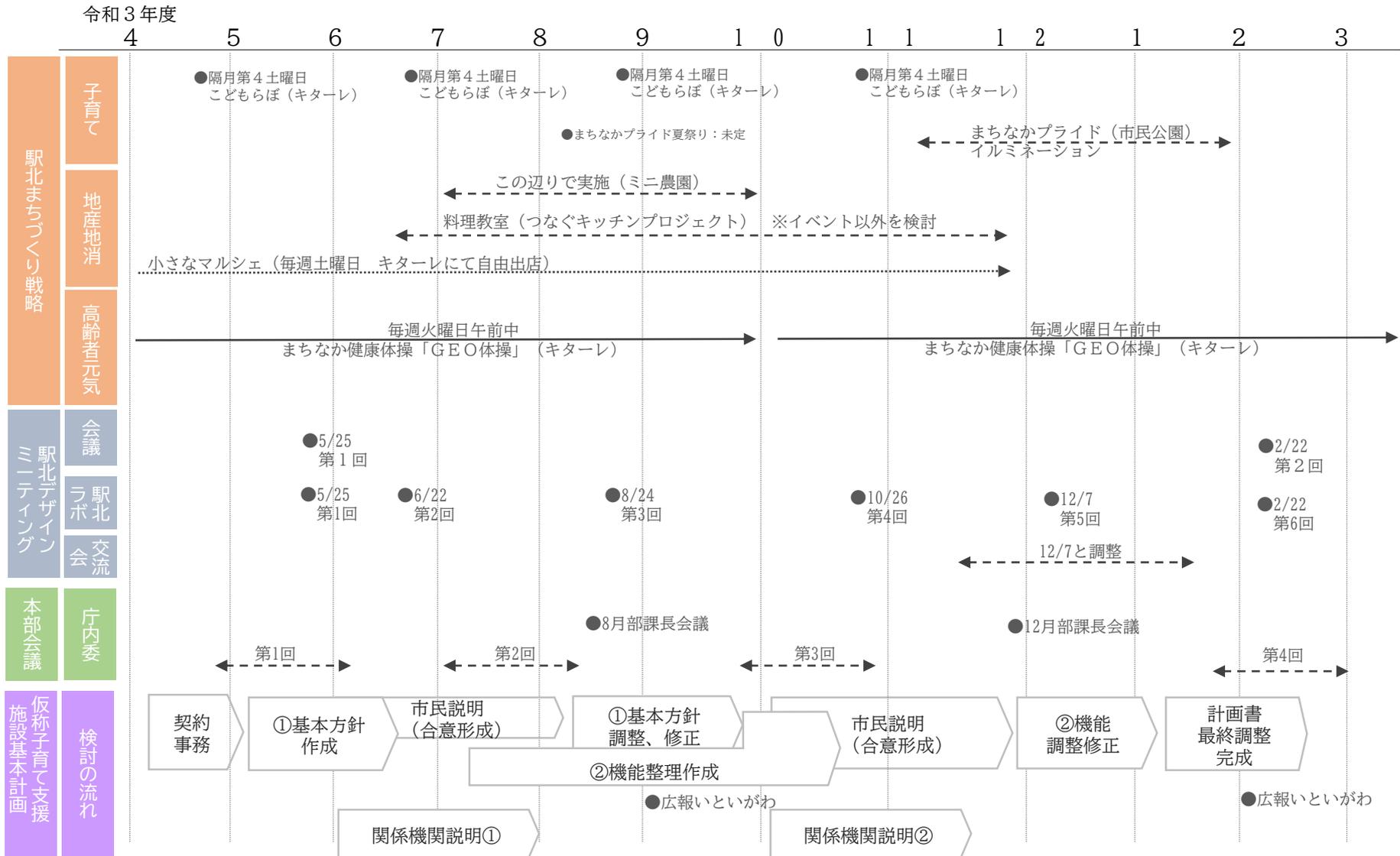
○体制イメージ図



令和3年度 駅北まちづくり戦略 全体スケジュール

駅北まちづくり戦略 駅北地区が目指す姿
 まちなか大家族
 ~つながり、育む、豊かな暮らし~

資料3

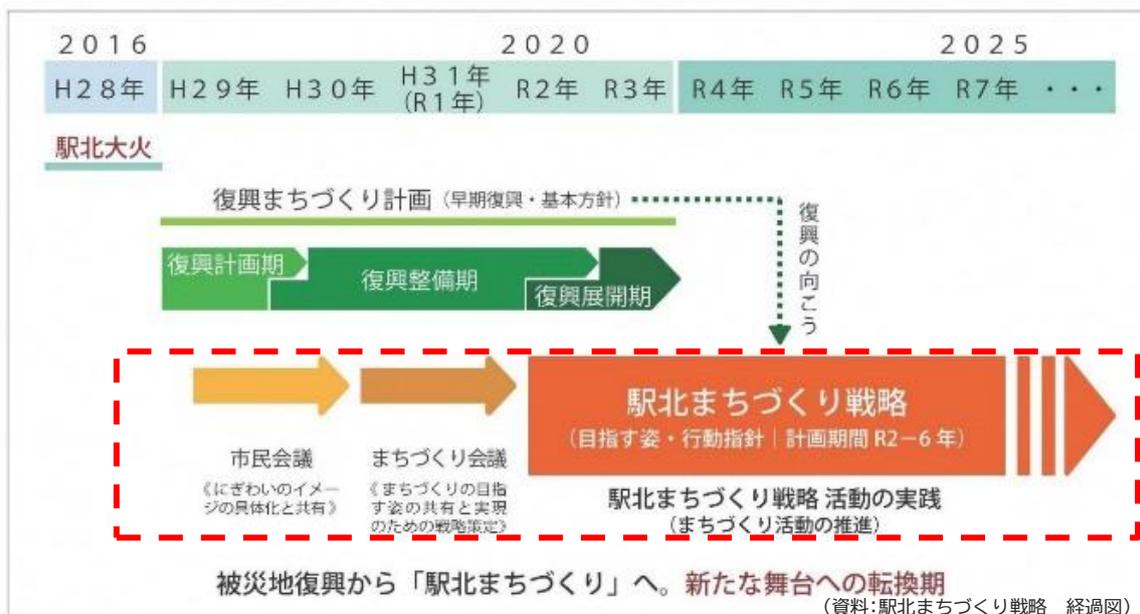


(仮称) 子育て支援施設整備基本計画の策定について

1 経過

(1) 復興計画における「にぎわいの拠点施設」

駅北大火後の復興まちづくり計画において「にぎわいの拠点施設」の整備が計画され、駅北復興まちづくり市民会議、駅北まちづくり会議を経て、駅北まちづくり戦略のなかに「にぎわいの拠点施設」の方向性を示しました。



- 駅北復興まちづくり市民会議 (H30) にぎわいの定義づけ、3つの提案活動
- 駅北まちづくり会議 (R1-R2) 駅北まちづくり戦略の策定 (別紙: 概要版)
 - ▶ 3つの取組の方向性 (子育て、地産地消、高齢者元気) と6つの実践活動
 - ▶ 拠点の方向性 (複数分散型のまちづくり、子育て支援を中心とした機能)

(2) これまでの子育て環境の課題

子ども一貫教育基本計画では、豊かな心の発達や成長の基礎となる乳幼児期を特に大切な時期としています。その時期は家庭での愛着形成に努め、地域や園などと連携して、子どもの自己肯定感を高め、道徳性や社会性を育む必要があります。

また、第1期子ども子育て支援事業計画の検証において、保護者の就労状況に合わせた保育形態、子育て世代の居場所、屋内遊戯施設など、需要を把握したうえで設置、整備等を検討していくこととしています。



●施設整備の経過 (まとめ)

- ▶ 駅北まちづくり戦略の推進 (まちなかの機能強化と実践活動の促進)
- ▶ 子育て環境の充実 (家庭での愛着形成の促進、保護者の状況にあわせた対応)

2 (仮称)子育て支援施設整備の施設機能の検討

(1) 柱とする(仮称)子育て支援施設の機能

- ①子育て相談(支援センター)
- ②屋内遊戯場
- ③一時預かり保育

(2) 懇談会の内容

基本計画は、各団体との懇談会を経て策定します。市の提案をもって複数の市内団体と3回程度の個別又は全体での懇談会を予定しています。

基本計画策定後は、実施設計、整備工事と進み、施設をオープンしていきます。

- ア 子育てしやすい暮らしを目指した取組等で期待したいこと。
- イ 子育てに関する事で、施設利用の促進につながる事。
- ウ 上記2点に関連して、施設構成や規模等として考えられること。

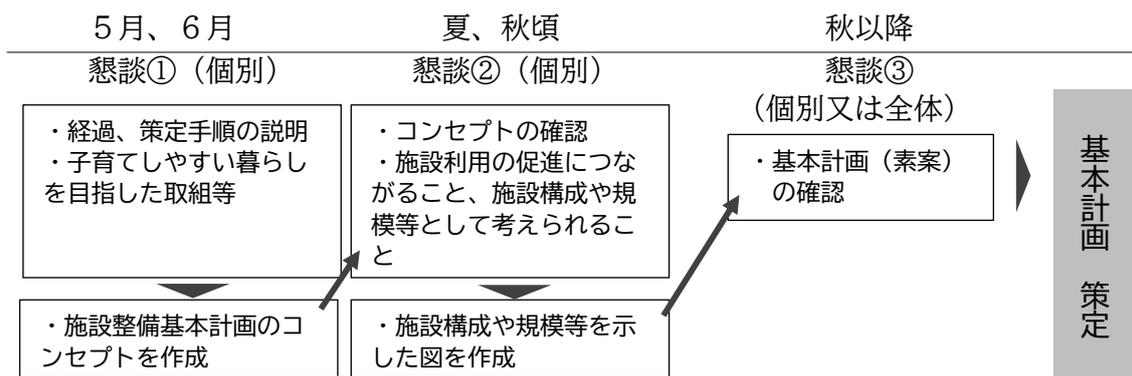
懇談①
懇談②
懇談③
(全体確認)

【懇談を予定している団体】

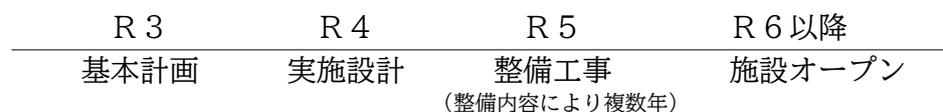
子育て関係者(保護者等)、子育て・教育関係団体、地元自治団体
市内経済団体、市内まちづくり団体 等

(3) 基本計画策定のスケジュール

▶令和3年度



▶施設オープンまでの流れ



3 (仮称)子育て支援施設整備基本計画の骨子(案)

1 基本計画の概要

- (1) 目的と経緯
- (2) 計画の位置づけ(既存計画との関係)

2 現状と課題

3 施設整備の基本的な考え方

(1) 検討方針

①基本理念(施設コンセプト)(例)

「愛着形成による郷土を愛する子どもが育つ場所
 みんなが「遊びが学び」を育むところ
 自分で考え、判断し・実行できる子どもの遊び場」

②基本方針(目指す方向性)(例)

- ・乳幼児期、低学年児童の親子の居場所づくり
- ・家庭、地域等の連携による子育て世代への多様なサポート
- ・駅北の機能充実による暮らしの向上

(2)必要な機能と効果等

4 施設計画案

- (1) 施設規模
- (2) 機能の特徴

5 実現に向けての検討

- (1) 施設整備、運営手法の検討
- (2) 概算工事費の検討
- (3) 事業スケジュール
- (4) その他

●子育て支援施設 屋内遊戯場のイメージ写真



【参考】市内子育て支援及び児童数等の状況

(1) 糸魚川子育て支援センターの状況

子育て支援センターは、3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に居場所を提供し、育児不安の相談や指導をする場です。

- ・所在地 糸魚川市上刈 1-14-1 やまのい保育園内 糸魚川子育て支援センター

建築年度	床面積	構造
平成24年(2012)	123㎡	木造

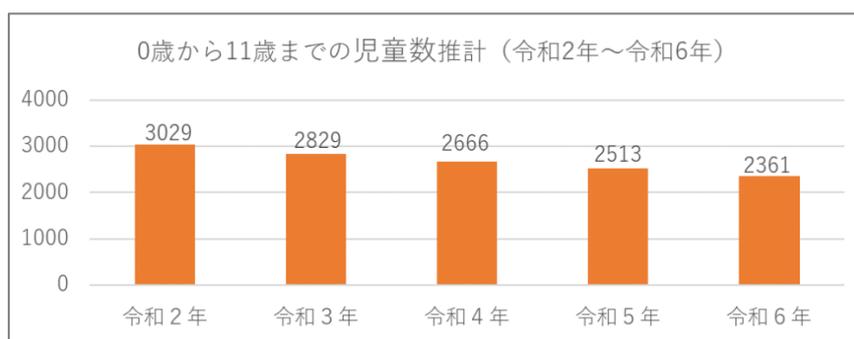
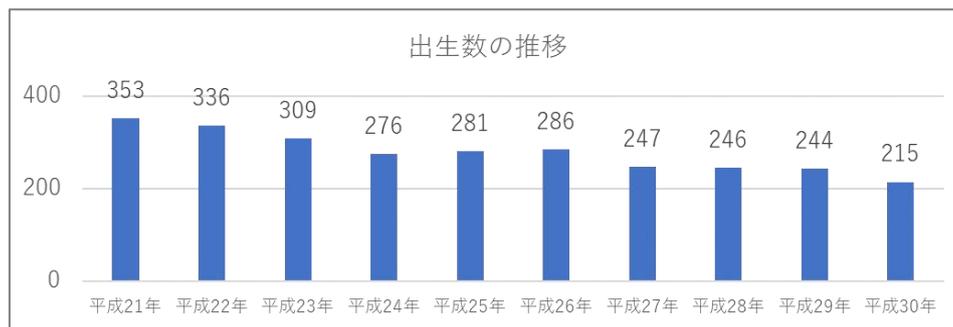
- ・利用状況 (単位：人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
7,347	5,734	7,092	7,419	7,575	5,678

- ・職員配置 職員2人
- ・運営費 約800万円(令和元年度) ※保育所内併設のため、建物維持管理費を除く。

(2) 市内出生数と児童数の推計

出生数は減少傾向で、平成30年は10年前の6割にとどまります。0歳から11歳までの児童数は減少し、令和6年には、2,361人となる見込みです。



問い合わせ先

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号
 糸魚川市 産業部 都市政策課 復興推進係
 電話:025-552-1511(内線2383) FAX:025-552-7372
 E-mail fukkou@city.itoigawa.lg.jp